

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正(変更)又は新規に追加した内容を届け出ます。

この用紙の提出のみでは訂正(変更)・新規追加はできません。必ず返還誓約書上でも訂正(変更)・新規追加を行ってください。氏名欄にアルファベットを記入することはできません。カタカナ表記で記入してください。	(右注意書欄参照)	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日		奨学生番号		学籍番号							
		住所 下記 ※①参照		〒 - 都道府県		電話番号 - -		携帯番号 - -					
		フリガナ		姓		名		生年月日 S・H 年 月 日		※奨学生本人の氏名・フリガナ・生年月日の訂正(変更)には別途手続きが必要です。学校窓口に申し出てください。			
		氏名		姓		名		続柄		続柄コード		※返還誓約書の本人欄の訂正はなく、本人以外の他の者(連帯保証人等)のみの訂正が必要な場合は、二重枠線の「日付」「奨学生番号」「フリガナ」「氏名」のみの記入が必要です。この場合本人欄の他の項目は記入しないでください。	
訂正(変更)・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。				郵便番号・住所・電話番号・携帯番号				※返還誓約書の本人欄について一部でも訂正がある場合は、この欄は全項目への記入が必要です。					
(人的保証)		返還誓約書上で訂正(変更)・新規追加はできません。必ず返還誓約書上でも訂正(変更)・新規追加を行ってください。		印鑑登録証明書に記載の住所		〒 - 都道府県		電話番号 - -		携帯番号 - -			
		フリガナ		姓		名		生年月日 S・H 年 月 日		勤務先名		※裏面の連帯保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。	
		氏名		姓		名		続柄		続柄コード		勤務先TEL - -	
		訂正(変更)事由				※続柄コードについては裏面参照のこと				※裏面の連帯保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。			
(人的保証)		印鑑登録証明書に記載の住所		〒 - 都道府県		電話番号 - -		携帯番号 - -		勤務先名		勤務先TEL - -	
		フリガナ		姓		名		生年月日 S・H 年 月 日		勤務先名		※裏面の保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。	
		氏名		姓		名		続柄		続柄コード		勤務先TEL - -	
		訂正(変更)事由				※続柄コードについては裏面参照のこと				※裏面の保証人の選任条件を確認の上、全てご記入ください。			
(機関連保)		現住所		〒 - 都道府県		電話番号 - -		携帯番号 - -		勤務先名		勤務先TEL - -	
		フリガナ		姓		名		生年月日 S・H 年 月 日		勤務先名		※奨学生本人以外でなければなりません。	
		氏名		姓		名		続柄		続柄コード		勤務先TEL - -	
		訂正(変更)事由				※続柄コードについては裏面参照のこと				※奨学生本人以外でなければなりません。			

※①2020年度以降採用者は現住所(2019年度以前採用者は住民票に記載の住所)です。ただし、マイナンバー未提出者は住民票に記載の住所です。
 ※この届出用紙は編入の2における返還誓約書記載事項訂正届を兼ねます。
 ※この届出用紙の写し(コピー)はご自身でご用意ください。学校へ提出後、日本学生支援機構からはこの届出用紙の写しを発行しません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

I この様式について

(1) この様式は「返還誓約書」の提出にあたり、**印字された事項を訂正(変更)する場合又は新規に情報を追加する場合**に使用します。(成年者用)

次の場合には使用できませんのでご注意ください。

- ① 「返還誓約書」の**署名・押印のみ**の訂正
⇒この様式の提出は必要ありません。
 - ② 「返還誓約書」の**奨学生本人の氏名・フリガナ・性別・生年月日**の訂正
⇒別途手続きが必要です。学校窓口に申し出てください。
他の訂正のためにこの用紙を使用する場合、本人記入欄は訂正後の正しい内容を記入してください。
 - ③ 「返還誓約書」提出後の住所や人物の変更の届出
⇒この様式ではありません。学校窓口に申し出てください。
 - ④ 誓約日時点で奨学生本人が未成年の場合
⇒誓約日時点で未成年の場合は、様式25-2を使用してください。
- (2) この様式の記入に、鉛筆、消せるボールペンは使用できません。
記入を誤った場合は、**原則訂正せず**、新たな用紙で再作成してください。
- (3) 連帯保証人・保証人の「住所」は、印鑑登録証明書に記載の住所と同一です(住民票の確認は不要です)。

II 訂正方法の取り扱い

「返還誓約書」上での主な訂正方法は以下のとおりです。

不明な点がありましたら、学校窓口までお問い合わせください。

訂正(変更)内容	訂正方法
本人欄の訂正	本人欄については表面の注意書を参照
連帯保証人・保証人等の人物変更	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、署名押印欄に新たな人物が署名押印。この様式の本人欄及び変更する人物の欄を記入(本人欄については表面の注意書を参照)。変更する人物の欄は全て記入。
連帯保証人・保証人等の氏名訂正(変更)	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、当該人物の署名押印欄に正しい(訂正後の)氏名で署名押印。この様式の本人欄及び氏名訂正した人物の欄を記入(本人欄については表面の注意書を参照)。訂正する人物の欄は全て記入。
印字されていない人物・項目の追加	「返還誓約書」の印字されていない部分に当該人物が直接記入し、署名押印(奨学生本人、本人以外の連絡先は押印不要)。この様式の本人欄及び印字されていない部分があった人物の欄を記入(本人欄については表面の注意書を参照)。追加する人物の欄は全て記入。
上記以外の項目の訂正(変更)	返還誓約書の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印。ただし、奨学生本人、本人以外の連絡先(機関保証)は訂正印不要)の上、この様式の本人欄及び訂正があった人物の欄を記入(本人欄については表面の注意書を参照)。 ただし、本人の氏名、フリガナ、性別、生年月日の訂正は別途手続きが必要。

※「続柄」欄には奨学生本人から見た具体的な続柄を記入し、次のコード表の対応する数字(3桁)を

--	--

 に記入してください。

続柄	コード
父	111
母	211
兄弟	321
姉妹	323

続柄	コード
祖父	421
祖母	423
おじ	431
おば	433

続柄	コード
甥	435
姪	437
いとこ	441
子	411

続柄	コード
その他(4親等以内)	443
その他(知人等)※	491

※義父母・離婚した父母等を保証人に選任する場合は「その他(知人等)」の取扱いとなりますので、「義父」「離婚した父」等と続柄欄に記入したうえで、コード「491」と記入してください。

III 連帯保証人・保証人の選任条件

- (1) 連帯保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。
- ①奨学生本人の父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
 - ②返還誓約書に印字された誓約日時点で未成年者でないこと。
また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと。
 - ③学生でないこと。
 - ④奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
 - ⑤債務整理中(破産等)でないこと。
 - ⑥貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。
- (2) 保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。
- ①奨学生本人及び連帯保証人と別生計であること。
 - ②奨学生本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
 - ③返還誓約書に印字された誓約日時点で65歳未満であること。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
 - ④返還誓約書に印字された誓約日時点で未成年者でないこと。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと。
 - ⑤学生でないこと。
 - ⑥奨学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
 - ⑦債務整理中(破産等)でないこと。
 - ⑧貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人の①については貸与予定総額の返還を、保証人の②③については貸与予定総額の2分の1の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。要件等は機構ホームページ掲載の『貸与奨学生のしおり』を参照してください。
※保証人には、「分別の利益」等が適用されます。(連帯保証人には適用されません)